平成２３年（フ）第６０号
三重県伊勢市常磐３丁目２番１号
債務者　打田　明美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
三重県志摩市大王町船越2578番地３
債務者　川崎　　妙
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
三重県志摩市志摩町片田4336番地１
債務者　大山さとみ
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
三重県志摩市志摩町和具568番地３
債務者　城山　千穂
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
滋賀県長浜市新庄寺町464番地１　フレッシュコーポ神照208号室
債務者　前田　恵美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
滋賀県長浜市平方町582番地17
債務者　菊池　光子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第６６２号
埼玉県蕨市南町１丁目21番２号
債務者　鈴木　　孝
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７７４号
埼玉県鳩ケ谷市大字里919番地の１
債務者　鈴木　明美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８２０号
埼玉県川口市東領家４丁目15番19号
債務者　塚越みき江
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８７１号
さいたま市浦和区常盤９丁目２番４号　メゾンサンフラワー201
債務者　木山　博之
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９２３号
さいたま市見沼区大字染谷1326番地２
債務者　村上さゆ美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９２５号
さいたま市浦和区大東１丁目２番20号　201
債務者　松前　安則
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９４５号
埼玉県蕨市北町２丁目４番13号　マンション吉川205号、旧住所埼玉県川口市芝新町12番13―406号　トキ参番館
債務者　佐藤　順子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９６５号
埼玉県川口市大字東本郷1494番地の６
債務者　保科　憲子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
佐賀県鳥栖市蔵上３丁目127番地　ピュアレジデンスＤ202
債務者　目能　和英
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第７３号
群馬県渋川市北橘町小室636番地１
破産者　星野　良雄
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１３７３号
宮城県名取市高舘熊野堂字五反田103番地の５
破産者　株式会社重光
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第５２３号
金沢市高柳町六字35番地
破産者　金沢医療器株式会社
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所